

4 みどりの配置方針

基本方針に基づき、みどりの配置の考え方を整理し、その方針及び方針図を設定します。

4-1)総合的なみどりの配置方針

みどりの配置は、次の4つの系統で考えることが基本とされています。

みどりが有する4つの機能、環境・レクリエーション・防災・景観に対応し、①環境保全系統、②レクリエーション系統（利用機能）、③防災系統（防災機能）、④景観系統（修景機能）の配置方針を設定します。

なお、①環境保全系統では、環境保全を構成するみどりのうち、生物多様性の保全（エコロジカルネットワーク）のための配置方針も設定します。

① 環境保全系統(存在機能)

- ・自然との共生など環境保全の充実を図るみどり
- ・生物多様性の保全系統を形成するみどり

② レクリエーション系統(利用機能)

- ・多様化する余暇活動の場として効果的な配置を図るみどり

③ 防災系統(防災機能)

- ・災害の防止や避難地などとしての役割の充実を図るみどり

④ 景観系統(修景機能)

- ・良好な都市景観形成を担うみどり。

以上の4つの系統別に配置を検討します。なお、みどりの配置方針の基本的な考え方は、次の4つとします。

※以下、文中に表記される都市公園のうち、主な公園の種別は以下のとおり。

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積4haを標準として配置する。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。常磐公園、神楽岡公園などがある。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。花咲スポーツ公園、東光スポーツ公園などがある。

①みどりの配置の基本的な考え方

4つの系統別にみどりの配置を検討するにあたって、基本的な配置の考え方を設定します。

旭川市緑の基本計画は、旭川市のまちづくりをみどりの観点で実現していくものです。周辺の自然環境の保全・創出や川のまちを念頭に置き、みどりの都市基盤の形成を目指し、次の4点を配置の基本的な考え方とします。

①市街地に近接する河川や丘陵地の保全（骨格及び縦軸）

市街地を縦断する主要河川や、近郊の丘陵地を保全活用し、旭川らしい骨格となるみどりの配置を目指します。

②拠点及び横断的なみどりの配置（拠点及び横軸）

市街地内に拠点となるみどりを配置するとともに、縦貫する河川に対して、それらを横断的に結ぶみどりを配置します。みどりの拠点は系統別に、中核拠点・地域拠点・サブ拠点に区分し、みどりの機能や特色、配置バランスを考慮して設定します。市街地の外縁に大規模な公園緑地を配置します。

③市街地内のみどりの配置（身近なみどり）

市街地内の残された樹林地について、歴史性や景観にも配慮しつつ保全を図るとともに、公園緑地の確保など身近なみどりを計画的に配置します。

④ネットワークを形成するみどりの配置（ネットワーク）

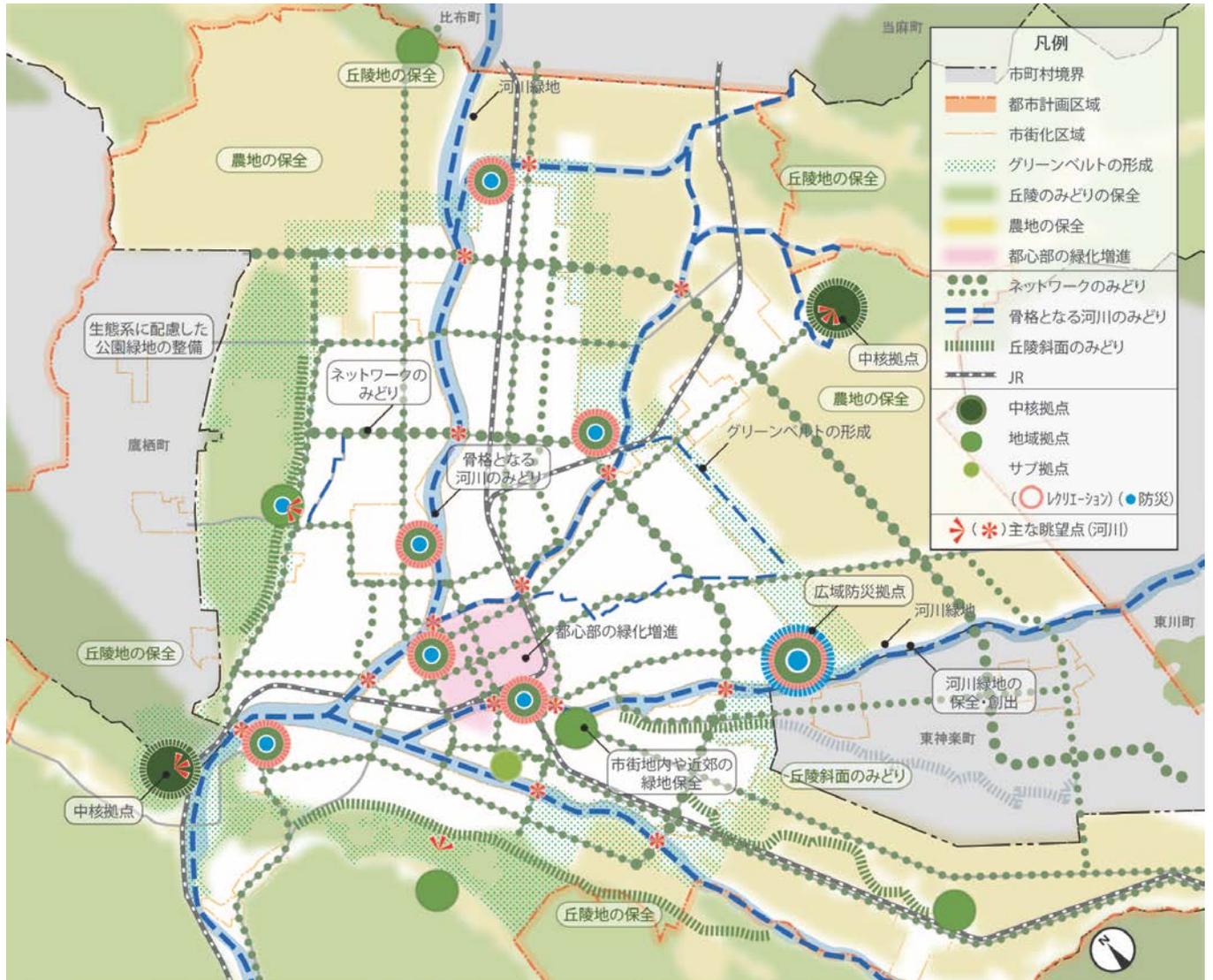
点在するみどりを相互に結び、ネットワークを形成するみどりを配置します。

みどりの配置は、公園緑地などの施設緑地のほか、地域制緑地（法律や条例による土地利用規制等を通じて確保される緑地）による規制誘導を中心に確保していきますが、市民や地域団体などと協働して保全創出を図ることを重視し、既存の公園緑地の活用や再整備にも力を入れていきます。

②総合的なみどりの配置方針図

基本となる4つの系統を踏まえ、みどりの配置の基本的な考え方を基に、次のとおり配置します。

■総合的なみどりの配置方針図



以上を総合的なみどりの配置とし、さらに環境保全・レクリエーション・防災・景観の系統別の配置を次に示します。

4-2) 環境保全上重要なみどりの配置方針

①配置方針

環境保全の観点から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

①河川のみどりの保全・創出

石狩川，忠別川，美瑛川，牛朱別川のほか，愛宕新川，永山新川の河川のみどりの保全・創出を図り，生物の移動ルートや生息地として，また，都市気候を抑制（「風道」としてなど）できる多自然型のみどりを確保します。

②丘陵地及び河岸段丘のみどりの保全

嵐山，近文台，台場，雨紛，春光台，西御料，突哨山，旭山などの丘陵地及び河岸段丘のみどりの保全を図り，郷土を代表する動植物の生息環境を確保します。

③市街地内や近郊のみどりの保全

護国神社，上川神社，永山神社，旭川神社などの社寺林，台場小，日章小，神居小，青雲小，神居中，東高，教育大などの学校樹林，外国樹種見本林などの保全を図ります。

④生態系に配慮した公園緑地の整備

地区公園以上の大きな公園に，生物多様性に配慮したみどりを保全・再生し，それらの自然環境に親しめる施設や環境整備を図ります。また，河川に接続する公園緑地の自然度向上（エコアップ）を図ります。

⑤ネットワークするみどりの形成

小河川や緑道・道路，緩衝緑地を活かし，ネットワークするみどりを配置します。

⑥農地の保全

周辺の自然環境と市街地をつなぐ農地の保全や活用を図ります。

■環境保全系統のみどりの配置方針図



②生物多様性の確保に向けたみどりの配置方針

環境保全系統のうち、生物多様性の確保の観点（エコロジカルネットワークの形成）から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

① 中核地区

他の地域への動植物種の供給に資する緑地として、旭川市のみどりの骨格を形成する丘陵のみどりを中核地区として位置付けます。

② 拠点地区

市街地とその周辺に存在し、動植物種の分布域の拡大に資する拠点となるみどりとして、多様な動植物の生息・生育空間としてのポテンシャルを有する公園緑地を位置付けます。このうち特に、市街地東側の旭山公園及び市街地西側の嵐山公園は中核拠点とし、これに準ずる地域拠点・サブ拠点を配置します。また、河川に接続する公園緑地について、そのみどりの環境のエコアップを推進します。

③ 回廊地区

中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間として、骨格となる河川や丘陵斜面のみどり、緑道やみどりの豊かな道路、グリーンベルトを回廊地区として位置付けます。

④ 緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存在するために必要なみどりを含む緩衝地帯として、市街地の郊外に広がる水田や畑等で構成される農地の広がりを、緩衝地区に位置付けます。

なお、生物多様性確保（エコロジカルネットワークの形成状況）の評価指標となる目標種の設定は、常磐公園で進められている動植物調査や環境整備等を踏まえ、地域を代表する植生・河川環境に生育する動植物について検討を行います。本計画を推進する中で、市民と共にモニタリング調査を実施したうえで適正に目標種を設定し、その生息数や分布域等の動向を把握していきます。

■ 生物多様性保全系統のみどりの配置方針
(エコロジカルネットワーク)



4-3) レクリエーションに重要なみどりの配置方針

①配置方針

レクリエーションの観点から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

①住区基幹公園の適正配置

計画的に近隣公園，街区公園の整備を進めるとともに，多世代が楽しめる公園づくりを進めます。また，児童遊園の見直しを図り，適正配置を進めます。

②利用しやすい場所への主要公園の配置

利用しやすい場所に拠点となるみどりを適正配置します。永山地域に総合公園を新設し，河川によって区切られた地域ごとに1か所の総合公園配置を完了させ，大規模公園配置の偏りを是正します。

③自然に親しむ風致公園の充実や身近な森林の保全活用

旭山公園，嵐山公園の再整備など，自然に親しめるとともに地域行事や観光面にも留意して公園配置の充実を図ります。また，身近な森林の保全活用を進めます。

④河川を利用したレクリエーション活動の場の提供

環境保全上の機能を重視しつつ，水辺の自然に親しむレクリエーションの場として河川敷地を活かします。

⑤グリーンベルトへのレクリエーション機能の誘導

グリーンベルトでは環境劣化の防止を図りつつ，自然環境や農地の保全を図り，田園文化を育むみどりの導入を進めます。

⑥歩行者・自転車ネットワークの配置

散策，休息などの活動に対応したみどり豊かな歩行者ネットワークの形成を図ります。また，地区レベルの緑道整備や自転車道の充実を図り，市街地を周遊できるルート整備を進めます。

⑦都心部レクリエーション空間の配置

都心部に河川と一体となったあさひかわ北彩都ガーデンや宮前公園・常磐公園等のレクリエーション活用を進め、緑道の強化等によりネットワーク化を進めます。

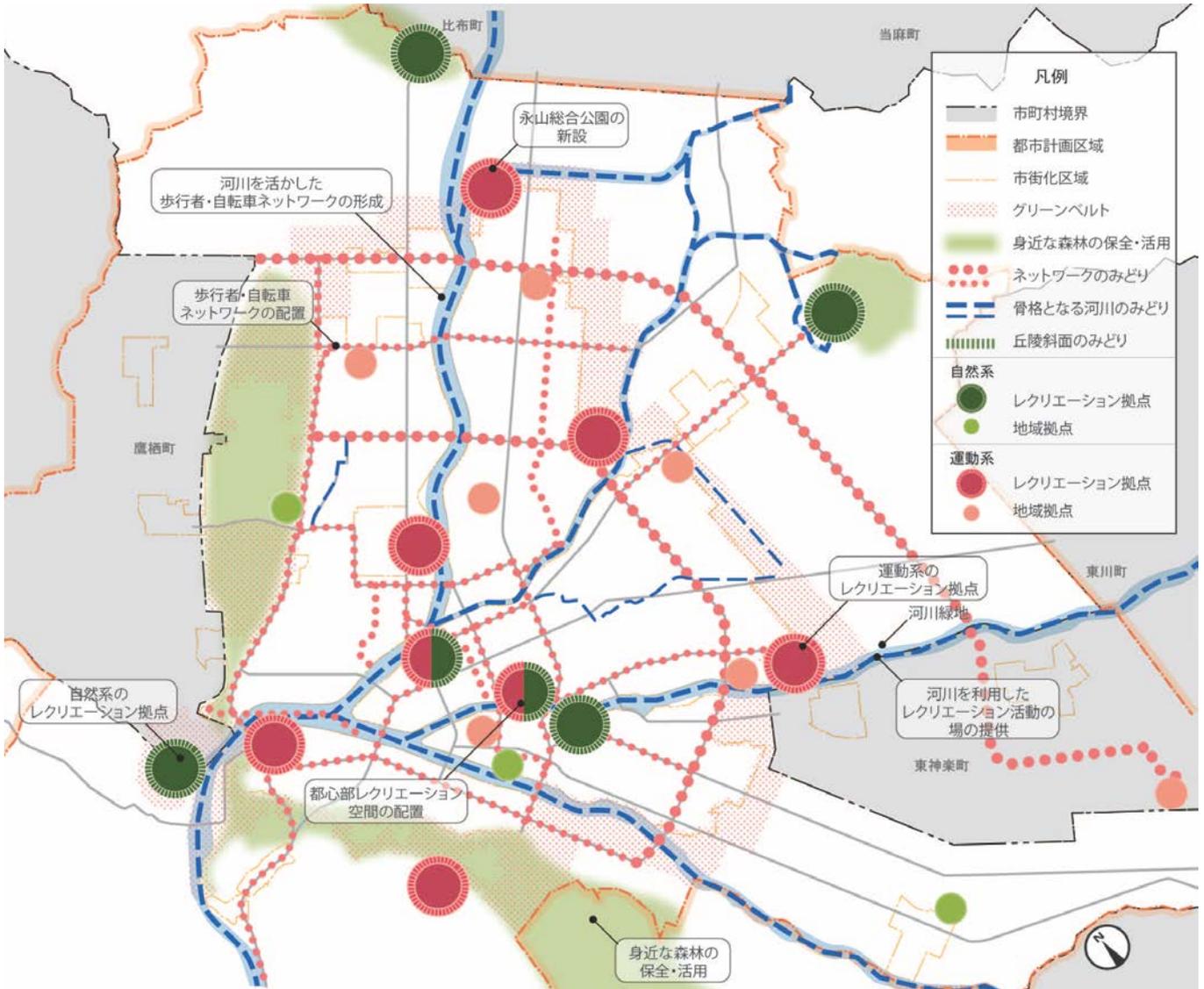
⑧公園機能の役割分担と誰にもやさしい身近なみどりの配置

身近な公園の適正配置を進め、公園機能の役割分担を考慮し、また、障害者や高齢者が利用しやすい、誰にもやさしいみどりの再整備を進めます。

⑨公共公益施設のみどりの配置

公共公益施設に緑地空間を確保するとともに、隣接する公園がある場合には一体的な利用ができるような再整備を進めます。

■レクリエーション系統のみどりの配置方針図



4-4) 防災に重要なみどりの配置方針

①配置方針

防災の観点から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

①丘陵地の保全

斜面の崩壊、土砂流出を防止するため、嵐山、近文台、台場、雨紛、春光台、西御料などの丘陵斜面地や神居山、常盤山、旭山、突哨山、伊之沢山などの樹林地を保全します。

②河川緑地やグリーンベルトの配置

河川緑地やグリーンベルトを配置することで、大規模な避難場所や避難路を確保します。

③身近な避難地・防災拠点の配置とネットワーク化

地震、火災などの災害時における避難場所として、身近な場所に公園緑地の配置を進めます。同時に一次避難場所や広域避難場所として位置付けられる公園緑地について防災機能の強化を図り、東光スポーツ公園を広域防災拠点とした地域防災拠点とのネットワーク化を図ります。

④避難路の配置

避難地と接続する延焼防止などの施策がとられた避難路や防災道路を、幹線道路や河川空間を活用し、防災種別（地震・火災・洪水等）に考慮しながら適切に配置します。

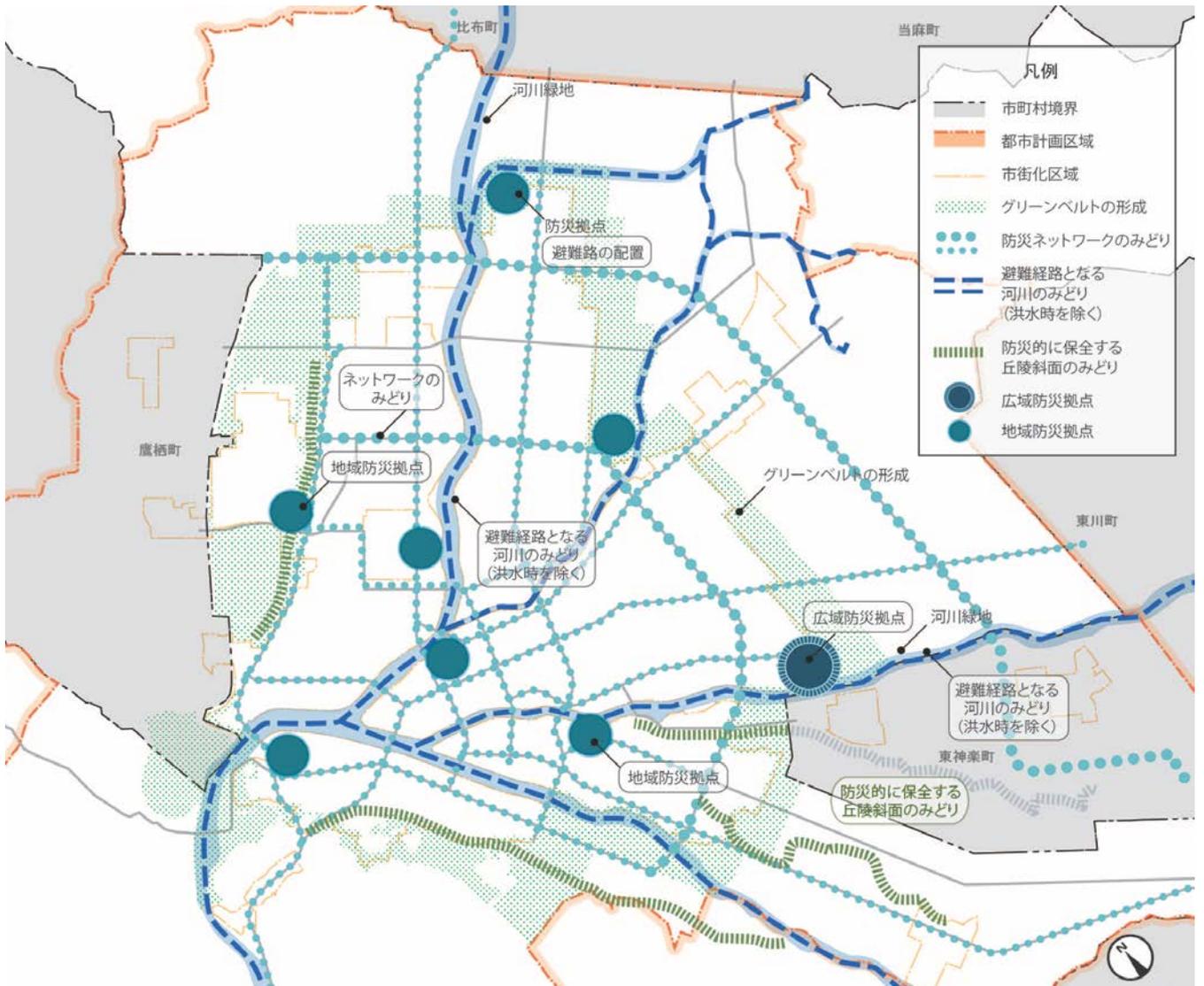
⑤災害の拡大を防止する緑地帯の保全と配置

東鷹栖、日の出などの工業地周辺に緩衝緑地帯を配置するほか、パルプ町など既存の緩衝緑地帯を保全します。また、都心部などの市街地で延焼を防止する街路樹などの配置を図ります。

⑥バイパスなど主要幹線道路沿いの緑地帯の保全

旭川新道、国道237号などの主要幹線道路に、振動や騒音を防止するために緑地帯を保全します。

■防災系統のみどりの配置方針図



4-5) 景観上重要なみどりの配置方針

①配置方針

景観の観点から重要なみどりは、次のような方針のもとに配置します。

①市街地に近接する丘陵地の保全

市街地からの視線を受け、みどり豊かな旭川を印象づける市街地近郊の嵐山、近文台、台場、雨紛、春光台、西御料、突哨山、旭山などの丘陵地を保全します。

②市街地内の樹林地の保全や創出

護国神社、上川神社、永山神社、旭川神社などの社寺林、台場小、日章小、神居小、青雲小、神居中、東高、教育大などの学校樹林、外国樹種見本林などの保全を図ります。

③グリーンベルトの形成

市街地のみどりの背景をつくり、田園や河川風景が豊かに広がる都市景観を形成するため、グリーンベルトや河川緑地の形成を進めます。

④まちのシンボルとなる主要道路などの特徴的な景観形成

旭川市に流入する国道やJR沿線、空港からのアクセスとなる道路などで、特に積極的に道路や沿線修景を進め、シンボルとなる景観形成を図ります。また、メルヘン街道や北海道ガーデン街道など、花やみどりにあふれる街のイメージづくりを推進します。

⑤市街地のみどりの配置

みどりが不足している住宅地や商業業務地、工業地帯などの市街地で公園緑地や街路の修景、樹木の保全育成、地域ぐるみのみどりと花づくり、みどりに関する協定づくりなど、市街地全体でみどりの底上げを進めます。

⑥旭川らしい景観形成に寄与する公園緑地の配置

市街地を見渡せる眺望点や河川の主要な眺望点の保全や、地域の歴史・文化・芸術（彫刻等）・田園の楽しみをテーマとした公園を配置するほか、木を用いた施設整備や冬に楽しめる公園活用を通して、四季の移り変わりを活かした旭川らしい景観づくりに寄与します。

■ 景観系統のみどりの配置方針図

